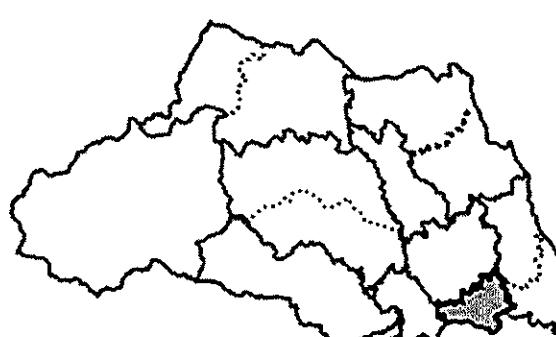


埼玉県南部保健医療圏

第7次計画概要版

	【圏域の基本指標】 [県値] 人口総数（H27国勢調査）786,522人 人口増減率（H22～H27）3.0% [1.0%] 年齢3区分別人口 0～14歳 102,826人(13.0%) [12.6%] 15～64歳 514,033人(65.4%) [62.6%] 65歳～ 169,663人(21.6%) [24.8%] 出生率(人口千対) 9.3 [7.8] 死亡率(人口千対) 8.5 [8.7]
保健所	埼玉県南部保健所・川口市保健所
圏域（市町村）	川口市・蕨市・戸田市

1 歯科保健対策

【目標】

生涯を通じて質の高い生活を送ることができるよう歯科口腔に関する対策を充実します。また、歯科健診・相談体制の充実を図ります。

【主な取組】

- 生涯を通じた歯科口腔保健対策の充実
- 妊娠期から子育て期における母子の歯科口腔保健の推進
- フッ化物応用等をはじめとするう蝕予防対策
- 在宅歯科医療サービスの充実

〈実施主体：医師会、歯科医師会、医療機関、介護保険事業者、市、保健所〉

2 がん医療

【目標】

がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会の実現を図るために、死亡原因の第1位であるがんの予防対策を推進するとともに、医療体制を充実し、がんの罹患率と死亡率の減少を目指します。また、がんに関する情報や医療資源等の情報提供体制及び相談支援体制の整備を図ります。

【主な取組】

- 受動喫煙防止対策実施施設等認証制度及び禁煙外来、禁煙支援等による予防対策（喫煙による健康被害の回避）の推進
- がん検診及び精密検査の受診率並びに検診等の質の向上
- 地域がん診療連携拠点病院を中心とした医療機関の連携
- がん患者とその家族の療養生活の質の向上

〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護保険事業者、市、保健所〉

3 精神疾患医療

【目標】

心の健康づくりを図るとともに、精神保健に係る相談体制の整備・充実を図ります。また、精神障害者が地域社会の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、関係機関と連携し、地域生活支援体制づくりを目指します。

【主な取組】

- 精神保健福祉相談・訪問支援体制の強化
- 地域生活支援体制の整備
- ひきこもり対策の推進
- 認知症対策の推進

〈実施主体：医師会、医療機関、介護保険事業者、市、保健所〉

4 感染症対策

【目標】

感染症の発生に迅速に対応できるよう関係機関の連携体制の構築を図ります。また、感染症に関する情報提供体制や相談体制の充実・強化を図ります。

【主な取組】

- 感染症に関する検査・相談体制の充実
- 感染症対策に関する研修や訓練の実施
- 感染症対策の体制整備

〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、市、保健所〉

5 新型コロナウイルス感染症対策（追加）

【目標】

感染拡大を未然に防ぐとともに、感染者発生時に迅速に対応できるよう関係機関との連携体制の構築を図ります。また、感染症に関する情報提供体制や相談体制の充実・強化を図ります。

【主な取組】

- 相談、診療・検査、医療・療養体制の充実
- 感染症対策の体制整備
- 感染予防対策の普及啓発

〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、市、保健所〉

6 災害時医療

【目標】

大規模災害が発生した場合には、限られた医療資源を最大限有効に活用し、発災後の時間経過に応じた適切な医療を提供します。そのため、平常時から災害を念頭に置いた関係機関や団体との連携体制を構築します。

【主な取組】

- 災害時対応マニュアル等の策定

- 災害時医療に関する研修や訓練の実施
 - 災害時医療連携体制の強化
 - 地域災害保健医療調整会議等の開催
 - 災害時における保健衛生活動体制の整備
 - 事業継続計画（B C P）の策定
- 〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護保険事業者、市、保健所〉

7 在宅医療の推進

【目標】

在宅での療養を希望する患者が、住み慣れた地域で必要な医療を受けるため、(1)在宅療養に向けた入退院支援(2)日常の療養生活の支援(3)急変時の対応(4)患者が望む場所での看取りを目指し、地域における医療や介護の多職種連携を図りながら、24時間体制で在宅医療が提供される体制を構築します。

【主な取組】

- 地域における入退院支援の充実
 - 在宅医療に関する各種情報の公表・提供
 - 多職種連携による患者・家族支援の推進
 - 医療・介護関係者の研修会の開催
 - 在宅医療・介護に関する相談の充実
 - 地域住民への普及啓発
- 〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護保険事業者、市、保健所〉

8 医薬品等の安全対策

【目標】

県民の命と健康を守るため、品質の高い、安全な医薬品等の流通を目指します。また、医薬品等の効能効果、用法用量及び副作用等の正しい情報を県民に提供し、適正使用を推進するとともに、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用を促進して、優れた医療保険制度を次世代まで継続することに貢献します。

【主な取組】

- 薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導の実施
 - 医薬品等の正しい知識の普及啓発
 - かかりつけ薬剤師・薬局の活用等の推進
 - ジェネリック医薬品の使用促進
 - 薬物乱用対策の推進
 - 毒物劇物製造業者等に対する監視指導の実施
- 〈実施主体：医師会、薬剤師会、薬物乱用防止指導員協議会、市、保健所〉